

生活保護の問題と生存権裁判

社会福祉学部 社会福祉学科
12FF1252 加藤知明

目次

はじめに

第一章 生活保護とバッシング

第一節 生活保護とは

第二節 生活保護受給者に対するバッシング

第三節 水際作戦の現状と課題

第四節 水際作戦の対策

第二章 生活保護問題の改善策

第一節 生活保護の問題

第二節 生活保護の改善策と論議

第三章 生存権裁判

第一節 生存権裁判の歴史と現状

第二節 林訴訟判決と支援の課題

第三節 朝日訴訟とは

第四章 生存権裁判から学んだこと

第一節 生存権裁判の原動力

第二節 朝日訴訟の意義

第三節 冠婚葬祭のない生活

おわりに

はじめに

生活保護の目的は困窮して追い詰められている人たちが、生活保護制度を正しく活用し、健康で文化的な生活を営むことである。しかし、生活保護にはいくつか問題がある。生活保護のバッシングや水際作戦、生活保護費の使い道などがある。世間の目では生活保護者を不正受給や贅沢をしている人ばかりに思われている。このような偏見で生活保護受給者に対するバッシングが横行している。バッシングや水際作戦をなくすためにはどのような対策を取ればいいのか。

世間が生活保護をバッシングしてしまった要因は、最低限度の生活の制度としての基準が曖昧だったことが考えられるのではないだろうか。制度としての基準が曖昧だったため、世間は最低限度の生活とはどのような生活か理解できていなかった。例えば最低限度の生活は冠婚葬祭に参加できないほど困窮しているものだった。とある裁判が冠婚葬祭に参加できない生活が健康で文化的な最低限度の生活といえるのか考える機会になり、最低限度の生活の基準を明確にすることの重要性を学ぶ機会を作った。それが生存権裁判である。そして、生存権裁判のきっかけとなった朝日訴訟と林訴訟は、健康で文化的な生活の定義をより明確なものにした。

この論文では朝日訴訟と林訴訟から意義を学び、世間に誤解を与えない生活保護を実現するにはどうすればいいのか考察する。

第一章 生活保護とバッシング

第一節 生活保護とは

生活保護制度とは日本国憲法第二十五条で定められている、日本唯一の公的扶助制度である。生活に困っている人に対し、貧困に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。原則として生活保護の申請を拒否することができないが現状は水際作戦が横行している福祉事務所が多い。生活保護には事前に以下の 4 点を活用する必要がある。1 点目は資産の活用。生活に必要な資産を生活費に充てること。2 点目は能力の活用。能力に応じた労働をすること。3 点目はあらゆるものの活用。年金や手当で給付を受けられる場合はそちらを活用すること。最後は扶養義務者の扶養。親族から援助を受けることができる場合は活用すること。

生活保護を受給するには、いくつも条件を満たす必要がある。条件が厳しく簡単に受けられるものではない。極一部の人間が原因で本来受けられるべき人が受けられなくなってしまう現状は是正すべきだと思った。不正受給者が 1%にも満たないとしても、生活保護を受給したい人間にも迷惑がかかっているため、根絶したい。しかし、根絶することは不可能でも、減らすことはできる。

第二節 生活保護受給者に対するバッシング

生活保護の基準が基礎年金より高く、地域によっては最低賃金でフルタイム就労をして得られる給料よりも高い問題が 2012 年の産経新聞で報道され世間に知れ渡るようになった。自民党は生活保護基準引き下げを提案している。

世間では悪いイメージを持っている人が多いため、理解されにくい。生活保護受給者に対して批判的な意見を出す人の中に、働かず、税金も納めてないのになぜ我々が支払った税金で楽に生活しているのか。という意見がある。しかし、生活保護受給者の多くは可能な範囲で働いていることが現状である。更に少なくとも消費税を納めている。

第三節 水際作戦の現状と課題

福祉事務所に生活に困窮している人に生活保護の申請をさせず窓口で追い返してしまう水際作戦が問題とされている。水際作戦の手法として最も多いのが、窓口を訪ねた人に対して相談という名目で話を聞き、申請書を渡さず申請を断念させるやり方である。その際制度の説明を行うが偽りの説明のため申請者が断念してしまうのだ。なぜ水際作戦が行われるのか。水際作戦の背景には国と地方公共団体の生活保護負担の問題や福祉事務所の人材不足が関係している。生活保護利用者が増えているため機関の負担も比例して増えていることが考えられている。

私たちを救ってくれるはずの、「最後の砦」である生活保護の制度が、いま適切に運用されていない状況が、さまざまなかたちで表面化してきている。「生活保護申請書」さえわたさないという、福祉事務所での、あこぎな「水際作戦」はその一例です。一方で、怖いヤツには弱い「腰抜け行政」が蔓延しています（碓井 2014:2）。

2007 年に北海道滝川市の生活保護詐欺事件が発覚した。元暴力団員は 2 億円以上も病院への交通費などを不正受給していた。勿論行政はこの不正受給を黙認していた。あまりにも常識を逸脱しており、怖い人には弱い腰抜け行政といえる。生活保護を必要とする弱者には厳しく、強面には弱い行政はいらない。このような事実が「行政は正しく、違法をしない。」という国民の信頼を裏切ってしまうことになる。

第四節 水際作戦の対策

どうすれば水際作戦を乗り越えることができるのか。生活保護申請をする前に生活保護のことを知り、事前準備が必要である。収入や貯金が一定額以下であることと自動車や株などお金に変えられる資産がない等の条件がある。次に書類の準備。貯金通帳と給与明細、必要ならば医師の意見書を用意すると話を進めやすい。福祉事務所で渡されるはずの申請書が場合によっては渡されないことがある。インターネットで※1.雛形をダウンロードして用意することで防ぐことができる。最後に書類だけでなく口頭でも生活保護を申請する旨を話すことである。

※1・・・一部を変更するだけで、繰り返し使用できる元のファイルや定型書式のこ

と。所謂、記入書類。

第二章 生活保護問題の改善策

第一節 生活保護の問題

生活保護の問題といえば一般的に不正受給が多く取り上げられる。労働意欲のない者やお笑い芸人の親が不正受給していたことで印象がとても悪いものとなっている。極一部の不正受給者が原因で生活保護受給者全体に悪い印象が根付いてしまっている現状を変えたい。生活保護水準以下の生活をしているにも関わらず生活保護を受給できていないことが最大の問題となっている。生活保護の99.6%は不正ではない（藤田 2013:48）。

生活保護への批判の中には、制度についての誤解や、きちんとした調査に基づかないイメージだけで語られているものが多い。生活保護受給世帯の約半数が高齢者世帯である。生活保護は最低で文化的な最低限度の生活を根拠に持つ。最低生活費だけで暮らし、貯蓄のない生活保護受給者は健康で文化的な生活を送っているといえるのだろうか。

生活保護は「入りにくく出にくい」と形容されてきた。しかし、現状はさらに悪化して「入りにくく出られない」あるいは「入ったら出口はない」に近い状態となっている。生活保護は「最後のセーフティネット」ともいわれるが、現在の生活保護制度は、雇用や保険などからこぼれ落ちたとき、受け止めて跳ね返してくれるものには見えない。まるで捕まったら離れられない「トリモチ」のようだ。もちろん、これは生活保護制度だけの問題ではなく、雇用状況も含めた社会全体の問題でもある（みわ 2013:182）。

新卒大学生でも就職が難しい状況である今、生活保護を脱して社会復帰することが難しい。生活保護者は増えることがあっても減ることはないと考えられる。生活保護は自立できない仕組みになっていると思う。生活保護は傷病でどうしても働けない人やどうしても暮らしていけないので撤廃することができない大切な制度である。生活保護を守るには不正受給を無くすことだけでなく、働こうという意欲を支援することが大切である。まずは1時間の就労次は2時間の就労と勤務時間を少しずつ伸ばして就労に慣れることが有効である。

第二節 生活保護の改善策と論議

生活保護を受けている人の中で働きたくないという人がいる問題の改善策として、本当は働けるのに働かない人を減らすために職業の講義を開き、正当な理由もなく断った場合に生活保護を停止する。

下手に働いてしまうよりも働かないままで居るほうがたくさんの収入を得ることができる点も問題となっている。生活保護基準に近い人は収入に合わせて多少保護費を前後させて調整すると均衡が取れるのではないかと思った。

自分一人くらいいいだろうという考え方で不正受給を行っている人が多いと思う。生活保護が何のために存在するのか、一度よく考えなおして欲しい。生活保護で生活することは生活保護に一生しがみつくとすることに気づくべきである。自立して自由な人生を歩むことを一生知ることができなくなってしまうのだと思った。

外国人への生活保護

「外国人への生活保護を廃止するべきだ。現金支給から現物支給に変えた方がいいのではないか」という問題がよくあげられる。外国人の人道上的問題、日本国内の社会不安の増大に加え、国際社会からの激しい非難は免れないでしょう。現在でも、日本は『難民を受け入れない』『難民を非人道的に扱う』と見られていますから。

『外国人も日本人同様に生活保護を利用できています(行政措置による準用ですけど)』という現状は、『やっぱり日本は!』と言われなかったために、非常に役立っています。国際社会から激しく非難されることをギリギリのところで食い止めているのが生活保護制度の準用、と見ることもできます。」

i

生活保護のよくある質問に答えてみました(5) なぜ、外国人の生活保護利用はなくせないのか

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/miwayoshiko/20140922-00039309/> を参照

全員の外国人が日本の制度を受けていることが原因で制度を受けられない日本人が出てくるのは問題がある。だからといって同じように税金を収めている外国人を差別するわけにもいかない。日本人はほとんどの人に身内がいるから身内に支援してもらうことができることが多い反面、外国人は身内の知り合いがいるのか確認することが難しい上に支援してもらうことが難しいから生活保護の審査に通りやすい。「正当な理由で日本国内に住む外国籍の者に対しても生活保護法を準用する」という根拠の裏には働いて税金を収めているから平等に扱うべきという考え方があると思う。外国人も生活保護を受けられるのは当然だと思う。外国人の生活保護を拒否する場合、他国から差別として扱われる可能性があり、生活保護制度の準用で日本が他国との繋がりを維持することができている要因の一つであると考えた。

厚生労働省は「生活保護法は日本人だけが対象である」という解釈を頑なに変えようとしないが国際人権規約や難民条約を批准し内外人平等原則に則り多くの社会保障制度の国籍要件が撤廃されており、生活保護法は日本人だけを対象にしているとの解釈にこだわり続けるに足る意味も実態もない(安仁屋 2012:164)。

生活保護を受けられる外国人は特別永住者と入管法上の難民と認定された人であり、生活保護を受けている外国人は仕事で日本を訪れている方が多い。現在では日本人と同様の要件、給付がされ続けているため生活保護の対象に外国人を加えても支障がないといえる。

現金支給から現物支給に変えるべきか

現金支給は給付金を受給者が自由に使うことができる。一時だけ贅沢をすることやギャンブル、娯楽に使うことも可能である。世間から見ると、生活保護を受けている身で何故贅沢をしているのかギャンブルに使っているのか。といった憤りの声が目立つ。これをなくす方法が現物給付である。現物給付に変えると今まで現金が支給される形であったのがクーポン券や電子マネーが支給される形になる。

現物給付のメリットは無駄遣いやギャンブルに使われることがなくなることや不正受給がほぼなくなること、世間に誤解されることが減るなどがあげられる。デメリットはクーポン券や電子マネーで購入手続きを済ませるため世間に生活保護受給者であることがわかりやすくなってしまう。そして、自尊心を犠牲にして生活保護を受けている人にとって現物支給はレッテルを貼られることと同義のため自殺者が増えてしまうことが心配。クーポン券はネットオークションに掛けることで金化出来てしまうから現物給付に変えたとしても不正受給を完全になくすることが不可能である。

私は現金支給を無駄遣いやギャンブルに使うことが悪いこととは思わない。これらを実行して困るのは本人であって他人が口出しすることではないと思う。現物支給にして選択の自由を奪い、生活保護受給者というレッテルが貼られやすくなる事のほうが問題だと思う。現物支給に変えたところで、クーポン券や電子マネーは売買されて本末転倒になると思うし、費用がかかるから無駄が多いと思う。現在の現金支給に賛成。

生活保護者の住宅問題

住宅扶助が一級地で、三人以上世帯でも月 2000 円というのも今日の家賃事情から非常識な話であり、特別基準として第二種公営住宅家賃の 1.3 倍（東京では現在 6500 円）まで認められるとしても、なおこれを上回る家賃の場合も少なくなく、基準額を越える分は払わないといって払わなければ解約されて追い出されてしまうから、生活扶助基準で測定された移植日や教育費をカットしてでも家賃を払わねばならないという不合理なことになる（木曾 1967:186）。

移植日や教育費をカットしてでも家賃を払わねばならない状況を回避するには住宅扶助基準方式をやめて基準を越える家賃の住宅に住むか選択し、家賃を補助するか判定する必要があると考える。

第三章 生存権裁判

第一節 生存権裁判の歴史と現状

生存権裁判とは老齢加算や母子加算を打ち切られた高齢者や母子家庭が健康で文化的な生

活を営めるようにするために起きた裁判である。生存権裁判は健康で文化的な最低限度の生活を明確にすることの重要性を学ぶ機会となったため、生活保護を論じる上で生存権裁判は欠かせないものとなっている。

生活保護の老齢加算制度は 1960 年に開始され、原則 70 歳以上の高齢者の生活保護費に月額 1000 円を加算したものであり、消化吸收の良い食品の購入や暖房費、冠婚葬祭費などが「特別の配慮」として認められた。その後、金額も引き上げられ、厚労省の審議会などでも、度々老齢加算の必要性が確認されている。「加算」「特別」という表現が用いられているが、「おまけ」や「うわのせ」ではなく、配慮、加算されてこそ「最低生活基準」を満たすということが認められてきた。

ところが、その老齢加算は 2004 年から引き下げられ、2006 年に廃止された。東京で一人暮らしの場合、月に約 10 万円の保護費から約 2 万円、2 割も減額された。これに対し全国で 120 名を超える方が提訴した。しかし、亡くなる方も増え、現在原告は 75 名となっている。

老齢加算廃止、そして生活保護基準の引き下げは年金、医療、介護、保育など社会保障削減、さらには最低賃金、そして就学援助、奨学金など教育の水準の引き下げに連動し、税金、保険料など国民負担が引き上げられる、直接的には生活保護の老齢加算復活のための裁判だが、裁判の結果は生活保護を受けている高齢者のみではなく、すべての人々に及ぶ。この意味で、生存権裁判を名乗っている。2010 年 6 月、福岡高裁は生活保護を国民の権利として認め、生活保護の老齢加算の廃止処分は、必要な手続きを尽くさず違法で許されないとした判決を出した（住江 2014:59）。

表 1 生存権裁判の進行状況である。

表 1 生存権裁判の進行状況

生存権裁判の進行状況							
県名	提訴時期		原告数		各級裁判判決		
			提訴時	現在	地裁判決	高裁判決	最高裁判決 備考
京都	2005年4月7月	2007年4月	(外1)3	3	2009/12/14 京都地裁判決	2012/3/14 大阪高裁判決	(上告中)
秋田	2005年7月	2007年6月	4	2	2013年3月22日 秋田地裁判決		2014年 6月30日 仙台高裁 秋田支部 判決
広島	2005年12月		(多1)30	18	2008/12/25 広島地裁判決	2014年3月26日 広島高裁判決	(上告中)
新潟	2006年2月	2006年9月	3	3	2012/12/14 新潟地裁判決	2014年3月24日 東京高裁判決	(上告中)
福岡	2006年3月	2007年3月	41	31	2009/6/3 福岡地裁判決	2010年6月14日 福岡高裁原告勝 訴判決 2013年12月16日 福岡高裁差戻審 判決	2012年 4月2日 最高裁差 戻判決 (再上告中)
東京	2007年2月		12	*9	2008年6月26日 東京地裁判決	2010年5月27日 東京高裁判決	2012年 2月28日 最高裁判 決 (終結)
青森	2007年4月	2007年9月	8	7	2013年1月25日 青森地裁判決		控訴裁 (仙台) 2014年4 月25日(4 回)
兵庫	2007年5月	2007年8月	9	9			2014年5 月29日 原告側最 終弁論
熊本	2007年5月		3	2	2014年3月12日 熊本地裁判決		(控訴中)
合計			113	84			

① 表中の（外）は在日外国人、（多）は多人数世帯（4人以上）の生活扶助基準減額に対しての提訴を示す。

- ・ 東京の*印9人は裁判が終結したため、原告の総数は現在75人。

表1は『朝日訴訟から生存権裁判へ』を参照

第二節 林訴訟判決と支援の課題

稼働能力のある失業者が稼働能力活動の判断をめぐって最高裁まで争ったのが林訴訟である。不況の中、両足を痛め仕事に就けず野宿を強いられていた林さんが、名古屋市が1993年7月に就労可能を理由に生活扶助、住宅扶助を拒否したことに対して起こした訴訟。この裁判でそれまでの能力活用要件の解釈が整理され、稼働能力があるのに能力を活用していない生活困窮者は保護されることが決まった。能力を「活用していない」と「活用している」との間に「活用しようがない」状態が生まれ、この存在を認められていなかったことが原因である。この裁判をきっかけに活用しようがない状態でも能力活用要件を満たされるようになった。

曖昧な表現のある部分は明確にしなければ林訴訟のような過ちを冒してしまうと思った。就労できない人を支援の対象と認め、課題と目標を明確にする必要があると思った。

第三節 朝日訴訟の概要と原因

朝日訴訟とは、重度の結核療養患者の朝日茂さんが、健康で文化的な生活を送ることができず、憲法違反な状態にあったから起きた出来事である。この訴訟は一審で勝訴したものの、二審では敗訴し、最高裁判では朝日さんの死亡によって終結した。

朝日さんは、医療費は生活保護法によって保障されていた。病院内での生活をされたもので月額 600 円だった。その金額で寝間着や肌着、石鹸や歯ブラシなどの洗面道具、タオルや手ぬぐい、ちり紙などを賄わなければならなかった。しかも重症の結核患者であるため、病院給食ものどを通らないことがあった。そのため仲間で鶏を飼い、その卵分けあって食べたり、外出した人が釣ってきたアジを刺し身にして譲ってもらうなどして栄養を補給し、命をつなぐことに必死だった（住江 2014:12）。

朝日訴訟が起きた原因として健康で文化的な生活の表現が曖昧だったことがあげられる。これをきっかけに何事も曖昧な表現は揉め事の原因になることがわかった。明確な表現を使うことで事前に防ぐことができると思った。病院内の生活とはいえ、保護金が日用品も満足に買えないほど追い詰めてしまったことは健康で文化的な生活の表現が曖昧なことが原因ではないように感じた。現場の実態を把握していなかったことも一因だと思う。第一審で生活保護基準が大幅に引き上げられて生活保護制度が改善されたことは大きな成果といえる。

第四章 生存権裁判から学んだこと

第一節 生存権裁判の原動力

9 年目に入っても地方裁判所から最高裁判所まで戦われている。福岡高裁で勝訴したが、その他では不当敗訴判決（いわゆる敗訴）が続いている。

最高裁第二小法廷判決では、須藤正彦裁判官の「生活に窮する高齢者の置かれた立場からして、その尊厳が全うされるとともに、健康で文化的な最低限度の生活の確保が損なわれることのないよう特に慎重な配慮が望まれる」という意見を獲得している。（住江,2014,60）

私はこの意見を国民全体に知ってもらう必要があると思った。原告や支援を行っている方々は「勝つまで闘う、死ぬまで闘う。」という言葉を発している。この言葉は個々が自分たちの話、意見が間違っていないと確信を持っているからこそ発することができたのだと思う。

朝日訴訟は敗訴で終結してしまったが、その後の生存権裁判の原動力は朝日訴訟にあるのではないかと思った。

憲法 25 条の保障する生存権は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとされ

ているが、実際の政策では「最低限度」に引きずられて「健康で文化的」という基準がないがしろにされているのが現状です（住江 2014:67）。

憲法 25 条が制定された当時は国が貧しかったので生存を維持する最低限度の保障しかできなかったと言えるかもしれない。しかし、60 年以上が経過して世界でも頂点を争うほどの経済力を持てるようになった日本が今でも最低限度の保障で止まってもよいのだろうか。生活保護以外にお金をかけなければならないのもわかるが、生活困窮者の生活を最低限度のままにしてもよいのだろうか。

第二節 朝日訴訟の意義

朝日訴訟には三つの意義がある。

- ・ 憲法を守ろうとする運動の原点になった。
- ・ 生活保護基準の範囲を具体的に問題にした裁判であった。
- ・ 人間らしい生活とはどのような生活なのか見直す、きっかけになった。（住江 2014:3）。

論点は二つある。一つは生存権が国民の最低限度の生活の保障を請求することができる具体的な権利なのか、それとも国の目標にすぎないのか。

もう一つは最低限度の生活を保障するために厚生大臣が設定する生活保護基準について三権分立の原則から、それが違憲かどうか判断する司法審査権に及ぶのかどうか。

生存権は国民の最低限度の生活の保障を請求することができる権利だと思う。なぜなら生存権は健全な環境の元に心身共に健康で生きる権利があるからである。国には国民に人らしい生活を保障する義務がある。

第三節 冠婚葬祭のない生活

今、全国で戦われている生存権裁判の原告の皆さんは、生活保護の老齢加算が廃止されて一番困っていることとして異口同音に「冠婚葬祭、とくに葬式に行けないこと」とおっしゃっています。歳をとればとるほど、家族、親族そして友人、近所の人々とのつながり、絆が大事になる。結婚式、葬式は、高齢者にとって人々をつなげる社会参加の貴重な機会でしょう。実際、香典、旅費もなく葬式に行けなかったため親類の縁を切られたという方もいらっしゃいます。憲法 25 条、生活保護法 1 条と 3 条の保障する、「健康で文化的な最低限度の生活」とは、葬式にも行けないような生活なののでしょうか。

朝日訴訟の原告、朝日茂さんの望みは、まず、めざしが食べたい、牛乳が飲みたいなど、結核の療養・「健康」に必要な食事＝捕食でした。しかし、同時に朝日さんは、新聞、手紙を書くための便箋、封筒など「文化的」な生活必需品の支給も訴えています。また、生存権裁判の原告に鳴ったきっかけは「これまで支給されていたものを減らし、なくすことに、単純に腹が立ちました。」というものです。意見を言う機会もなく一方的に廃止され

たことへの「怒り」、これが生存権裁判の原点です。生存権裁判では、国の保障すべき生活水準とその尽くすべき手続きの両面で、人間の尊厳にふさわしく扱われたい、すなわち人権としての社会保障・生活保護を求めているわけです（住江 2014:58）。

冠婚葬祭に参加できないことは健康で文化的な最低限度の生活に反していると考えます。私は冠婚葬祭なしでは人生を歩んでいる実感ができないと考えたからである。文化的な生活を営んでいるとは思えない。葬式に参加できなかったため親類に縁を切られたという事例では葬式にもいけないような生活をして健康で文化的な最低限度の生活を営んでいる。といえるはずがない。

おわりに

第一章では生活保護とバッシングについて論じた。生活保護の不正受給は 1%にも満たないことが現状である。世間の持つ生活保護へのイメージを払拭するために生活保護のことを知ってもらうべきである。

第二章では生活保護問題の改善策について論じた。生活保護の入りにくくて出にくい現状を変えるには生活保護に関する仕事の待遇をいい方向に変え、生活保護を受ける人の労働意欲を支援することが大切である。

第三章では生存権裁判の原因や課題について論じた。林訴訟と朝日訴訟をまとめて、健康で文化的な最低限度の定義が曖昧なことが原因で裁判になることを知った。定義が明確になっていないものがあったより多く、林訴訟や朝日訴訟などの過去があるおかげで現在の法律が成り立っている。事件の反省を活かして今の法律が成り立っていると思うと重みがある。

第四章では生活保護から学んだことを論じた。訴訟の提起が自分の救済だけでなく仲間を励ますことに繋がることを知った。過ちを次に活かすことの大切さを学ぶことができた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の最低限度の生活とはどれほどの生活のことなのか、定義を明確に示していれば朝日訴訟は起きなかっただろう。曖昧な定義は可能な限りなくすことが大切である。

生活保護を受けている人が健康で最低限度な生活を営むには世間が生活保護のことを知り、生活保護を受けている人がみんな不正受給やギャンブルをしているわけではないという事実を周知することが大切である。生活保護をバッシングしている人はマスメディアやインターネットに影響を受けているように見える。語弊なく理解するには専門家の話を参考にと考えた。生活保護や生活保護を受けている人のことを知ることでバッシングを減らすことができる。

冠婚葬祭に参加できないほど生活が厳しく、やむを得ない理由で参加できないことで親族から縁を切られてしまうことに疑問がある。血の繋がる人間の縁を切りたいと簡単だと思うだろうか。経済的な問題で参加できないのならば援助や慰めが最初に起きるのが自然である。冠婚葬祭は健康で文化的な最低限度な生活を営むことに必要となると感じたから補

助が必要である。生存権裁判を勝利し、人権としての社会保障、生活保護を確立するためには劣等意識を克服し、健康で文化的な最低限度の生活と生活保護を豊かに発展させる必要がある。

参考文献

- みわよしこ 2013 『生活保護リアル』 日本評論社
稲葉 剛 2013 『生活保護から考える』 岩波書店
藤田孝典 2013 『ひとりも殺させない』 堀之内出版
布川日佐史 2009 『生活保護の論点』 山吹書店
住江憲勇 2014 『朝日訴訟から生存権裁判へ』 あけび書房株式会社
碓井 伸吾 2009 『「生活保護」でどこまで暮らせるか!?実践マニュアル』 講談社
木檜哲夫 1967 『人間裁判 10 年』 労働旬報社
寺久保光良 2006 『死にたくない！いま、生活保護が生きるとき』 株式会社青木書店
安仁屋衣子 2012 『How to 生活保護〔雇用不安対応版〕 2012-13 年版-申請利用の徹底ガイド-』 株式会社現代書館
朝日茂 1907 『人間裁判 死と生をかけた講義/朝日茂の手記』 株式会社草土文化
参考 URL

生活保護のよくある質問に答えてみました(5) なぜ、外国人の生活保護利用はなくせないのか

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/miwayoshiko/20140922-00039309/>

2015/10/1 閲覧

ⁱ生活保護のよくある質問に答えてみました(5) なぜ、外国人の生活保護利用はなくせないのか

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/miwayoshiko/20140922-00039309/> を参照